

福岡県バス対策協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県バス対策協議会規約（平成12年5月18日、以下「規約」という。）第9条の規定により、福岡県バス対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(路線の休止又は廃止に係る意向の申し出)

第2条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休廃止の予定日の6月前までの届出に先立って、次に掲げる事項を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 休止し、又は廃止しようとする路線
- (3) 休止又は廃止の予定日
- (4) 休止に係る場合は、予定する休止の期間
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由

2 バス事業者は、休止し、又は廃止しようとする路線が生じた場合、市町村が休廃止後の対応を協議し、必要な対策を実施できるよう速やかに県及び関係市町村に対し、前項各号及び次の各号に掲げる事項の情報提供を行うものとする。

- (1) 路線図
- (2) 輸送量（過去3年間の輸送人員等）
- (3) 運行状況（運行回数等）
- (4) 収支状況（過去3年間の営業収支実績等）
- (5) 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- (6) 利用人員調査等（休廃止区間にかかる時間帯毎の輸送人員が分かるもの）

3 協議会の会長は、第1項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。

4 前3項の規定に関わらず、次に掲げる場合にあっては、6月前までの申し出を省略することができる。

- (1) バス事業者が、道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第2号に基づきバス路線を廃止する場合
- (2) バス事業者が、九州運輸局長公示「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定による旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて」（平成14年1月23日九運公福第51号）に基づきバス路線を廃止する場合
- (3) 他のバス事業者による代替輸送手段の確保又はその確保見込みがあり、かつ利用者の利便を阻害しないと会長が認める場合

5 第4項の規定により、申し出を省略したバス事業者は、国土交通大臣への届出提出後、速やかに国土交通大臣への届出書の写しを協議会の会長に提出するものとする。

(事業者単独での路線の維持が困難である旨の申し出)

第3条 バス事業者が、事業者単独での路線の維持が困難であると判断したときは、協議会の会長に申し出るものとする。

(輸送サービスの内容を変更する旨の申し出)

第4条 バス事業者が、国又は地方公共団体の補助を受けて運行している路線の輸送サービスの内容を変更(運行回数の削減等)しようとするときは、当該路線の輸送サービスを変更する6ヵ月前までに、次に掲げる事項を記載した書類により協議会の会長に申し出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更しようとする事項(書類及び図面により新旧の対照を明示すること。)
- (3) 変更を必要とする理由

2 協議会の会長は、第1項の申し出があったときは、地区協議会の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、バス事業者が、あらかじめ当該路線に補助を行うすべての市町村から書面による同意を得て、輸送サービスの内容を変更する場合にあっては、6ヶ月前までの申し出を省略することができる。

4 第3項の規定により、申し出を省略したバス事業者は、輸送サービスの変更内容が確定した後、速やかに第1項に掲げる事項を記載した書類及び関係市町村の同意書の写しを協議会の会長に提出するものとする。

(運行回数の削減に係る情報提供)

第5条 バス事業者は、福岡県内の路線について、次の各号に掲げる削減を行おうとするときは、協議会の会長に対し、申し出るものとする。ただし、停留所における停車回数が既に10回未満であり、新たな運行回数の削減による影響が大幅な輸送サービスの低下につながらない場合を除く。

- (1) 停車回数が半減する停留所が発生する運行回数の削減
- (2) 停車回数が10回未満となる停留所が発生する運行回数の削減

2 バス事業者が、第1項に定める申し出を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項の情報提供を行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更しようとする事項(書類及び図面により新旧の対照を明示すること。)
- (3) 変更を必要とする理由

3 協議会の会長は、第1項の申し出があったときは、地区協議会の会長を通じて速やかに関係市町村に連絡するものとする。

(申し出に対する関係市町村の対応)

第6条 第2条第3項及び第4条第2項の連絡を受けた市町村は、速やかに関係市町村で構成される地域バス対策協議会(以下「地域協議会」という。)において、その対応策を検討するものとする。

2 地域協議会において対応策がまとまった場合、関係市町村は、地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

3 地域協議会での検討過程において、地区協議会での協議を希望する場合には、関係市町村は、地区協議会の会長に開催の必要性を記載した書面を提出し、開催の要請を行うことができる。

(地域協議会の設置を不要とする場合)

第7条 第2条第3項又は第4条第2項の連絡を受けた市町村は、第2条第1項又は第4条第1項の規定によりバス事業者が申し出た路線の休止若しくは廃止又は輸送サービスの変更(以下この条において「路線の休止等」という。)が、関係市町村における住民の移動手段の確保の観点か

らほとんど影響がなく、地域協議会において路線の休止等への対応策を検討する必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、路線の休止等への対応を関係市町村により検討する旨を、地区協議会の会長に対し申し出ることができる。この場合において、関係市町村が複数であるときは、当該複数市町村の合意により申し出るものとする。

- 2 前項の規定による関係市町村の申し出について地区協議会の会長が相当と認めた場合には、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「地域協議会」とあるのは、「関係市町村」と読み替えるものとする。

(地域公共交通会議の取扱い)

第8条 道路運送法施行規則第9条の2に定める地域公共交通会議を市町村等が設置した場合は、当該会議を地域協議会とみなす。

- 2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

(資料の提出等)

第9条 協議会の会長は、協議会の運営上必要があるときは、各委員及び臨時委員に対し、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 バス事業者は、生活交通の確保に関する調整を進める上で必要と認められる情報を開示し、説明を行うものとする。

(他県にまたがる路線の取扱い)

第10条 他県にまたがる路線の取扱いについては、県交通政策課が関係県と協議し、協議方法を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。